

「研究」 佐伯荘（その二）

宮 下 良 明

（会員 佐伯市古江）

日本荘園史

荘園とは八世紀末から、十五世紀末までわが国の古代中世を通じて存在した貴族、寺社などの大規模な私的所有地のことである。

荘園は、数世紀にわたって存在したから、その初期と終末期とでは形態や内容に相違があり、一言で説明することは難しい。古代からの主産物、つまり収益を所有の対象とするものであった。

したがって、農民たちが耕し、収穫し、生活する場が荘園であり、収益権を保証する機構が荘園制であった。

中世の人と政治

石井進氏は、中世の荘園と村について次のようにいう。「いかなれば、荘園という存在自体がそもそも複雑なものだと思えます。律令時代制度のように法律で全国一律

に決められた制度ではなく、あくまでも自然発生的なものの慣行の上に成り立っているものなのですから、とても千篇一律の規定などできるものではない。もともと、中世という時代そのものが多元性を特色としているのですから、当然のことですがとても教科書のような短い紙面にわかりやすく書くことはできない。」

初期村落の実態は、文献に書き残された荘園史料からだけでは、本当の荘園の実態も、荘園村落の姿もわからない。机上の文献操作にとどまっていたは駄目で、荘園の現地調査、復元研究が大切といっている。専門学者が荘園制の研究は、複雑であると一様に述べている。

したがって、私などが荘園論を展開すること自体螻蛄の斧に等しいが、多少は知っていなければ八条院も戸穴庄も推論することすらできない。

地頭

一二世紀に成立した鎌倉幕府は御家人を地頭に任命した。

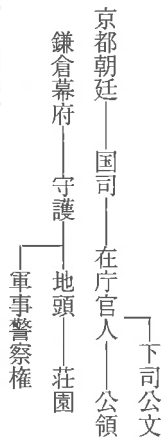
地頭はもともと荘官の一種で、荘園領主の命を受ける私的な役人であったが、源頼朝はこれを公的なものとして制度化し、すべての荘園、公領に地頭を設置しようと

した。地頭が全国的に置かれるようになったのは承久の乱（同三年・一二二一）後であった。

下司^{ゲシ}

下司と地頭はほぼ同格の地位で、下司は莊園の総括的支配者たる本所が任命するのに対し、地頭は幕府の首長である將軍が任命権をもち、本所がその地位を左右できないところが大きな違いであった。次の図式は、承久の乱後の公領と莊園制の権力構造である。

「全国二元的支配」



図田帳 豊後国図田帳の内容は大分県史料(36)に詳しく載っている。そこで、そちらの方で研究して頂くと早分かりする。

しかし、現在刊行されている豊後国図田帳は五種類ありと記し、佐伯莊の内容は五種類とも僅かながら相違しており、全面的には信用できない。何れにしても概要は知っていなければ佐伯莊は語れない。

図田帳は弘安八年（一二八五）、二回目の蒙古襲来より四年後に作成されて鎌倉幕府に提出したもので、豊後国では、大友氏三代頼泰の時、佐伯氏では五代惟直（政直）の頃に作成したことになる。

これについて、「豊後史蹟考」著者佐藤蔵太郎氏は佐伯氏五代を惟貞とし、六代を惟直としており、なお研究の余地を残している。

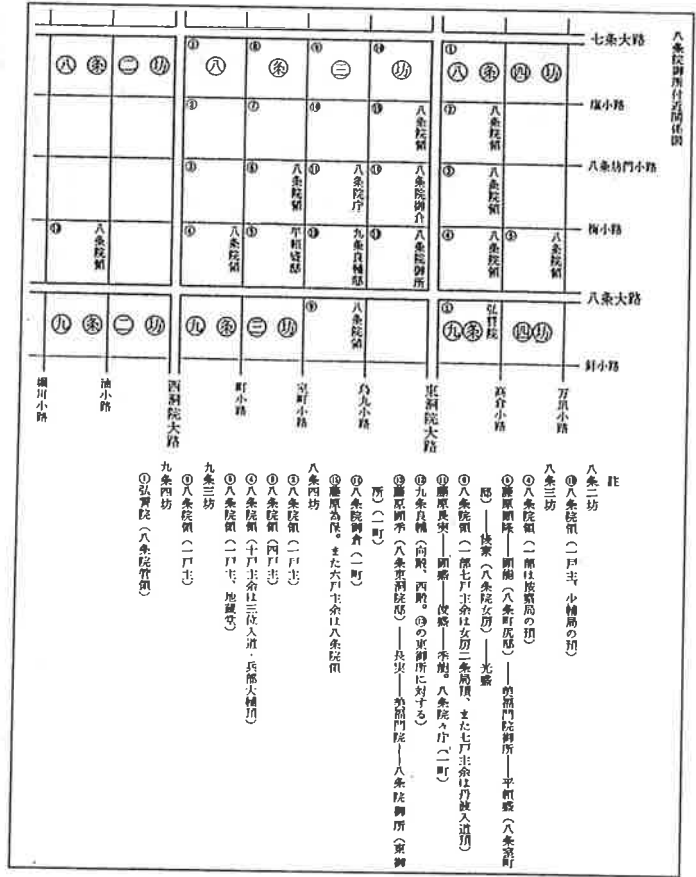
八条院領

八条院領は中世初期に生まれた皇室の財政を支える機関に所属する莊園のことで、その主（領家）が八条院である。詳しいことは「佐伯氏一族の興亡」（佐伯市教育委員会編）が記しているが、繰り返し今少し述べてみることにする。

八条院とは第七十四代鳥羽天皇と、藤原氏の女美福門院（得子）との間に生まれた皇女障子（八条院）のことで、京都通りを中心に（元京都駅付近）龐大な土地と屋敷を所有していた。これを八条院庁と呼んだ。その院庁内に院号を持つ皇女達が居住し、隠居していたと先学者は伝えている。

後述する戸穴庄は八条院領として安元二年（一一七六）

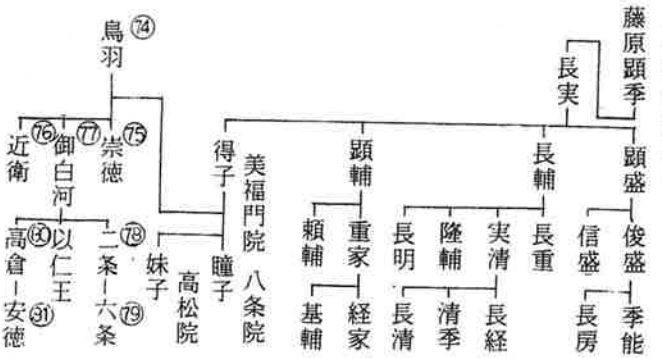
に立券され、その後智恵光院に寄進されて本家と仰いだ
 と思われる。ただし、誰が寄進したものか今のところ不
 明であるという。次表は八条院（障子）の系図と院庁御
 所関係図である。



所領

領有する莊園は本所分（八条院庁）七十九、安樂寿院
 領四十八、歎喜光院領二十六、蓮華心院領十五、眞如院
 領十、弘誓院領八、智恵光院領五、禅林院今熊莊三、京

八条家関係系図



御領二、祈禱所四、等で総計二百三十の荘園、御厨等を領有、この所領の中に後述する戸穴庄の本案、智恵光院があつて皇室の財源となつていた。

伝領

これ等荘園は、美福門院―八条院―春華門院―順徳天皇―御高倉院―安嘉門院―龜山法皇―御宇多天皇と伝領され、南北朝動乱期に南朝側（後醍醐天皇・大覚寺統）へと引き継がれた。

伝領について網野善彦氏は次のようにいう。平安末期から鎌倉期の天皇家がなぜ宣陽門院・八条院・安嘉門院・室町院・昭慶門院等、独身皇女の名義となるが多かつたのか、またそれが南北朝以後どうして行なわれなくなつたのか、不可解な問題である。

しかし、貴族の親族組織、家、一門等のあり方も、除々ではあるが、解明されつつある。と未だに伝領過程の未解決を述べている。

荘園の別称

庄（荘）御厨・名・保・郷・御厨は魚貝・果実などを貢納する土地、名は荘園の内部を構成する基本単位で大名、小名が集まつて荘園になる。保は国司が承認した

荘園になる前の土地。

持明院統と大覚寺統



右のように皇室領荘園は、領有をめぐつて持明院統と大覚寺統にわかれてはげしく對立した。八条院領は、大覚寺統の御宇多法皇を経て徳治元年（一三〇六）に皇女昭慶門院に譲られ南朝の財源となつていく。

戸穴庄

安元二年（一一七六）皇室八条院領の目録には、智恵光院、御庄、豊後戸穴の名稱で記入されているという。おそらく辰筆（天子の直筆）であろう。皇室領と摂関家領を取違え、戸穴庄は戸次荘の間違であるとしてきた学者の責任は重い。

しかし、それを取上げて、正してくれた「佐伯氏一族の興亡」に感謝したい。戸穴荘の研究は始まったばかりである。ともあれ戸穴の地名は、古代佐伯院の呼稱と密

接に関係するのであるが、ここでは荘園初期の戸穴庄がなぜ佐伯荘に変更されていくのかを推論を交えてみたい。

豊後国凶田帳のことは、前にも少し述べた。その五種の凶田帳に戸穴庄が見えず、佐伯荘として記録されている事実をどのように解釈し、説明するかは重要な問題と思われるが、私論として、戸穴庄の初見安元二年（一一七六）から弘安八年（一二八五）の凶田帳による佐伯荘出現まで、実に百年以上経過している。この百年間に變更されたとしてもあまりにも期間が長すぎる。そこで目安として承久の乱を挙げたい。

承久の乱（一一二二）は朝廷側が敗北し、御鳥羽上皇を隠岐に、順徳上皇を佐渡に配流、土御門上皇も土佐に流され、幕府側の勝利に終わった後、鎌倉幕府が守護に命じて強固な支配体制を取った、いわゆる武士の支配が強まっていった時代であって、一つの節目に当たることである。この時期から荘園地頭が権力を増すようになった。

佐伯荘

弘安凶田帳に記載されている佐伯荘の研究は、荘その

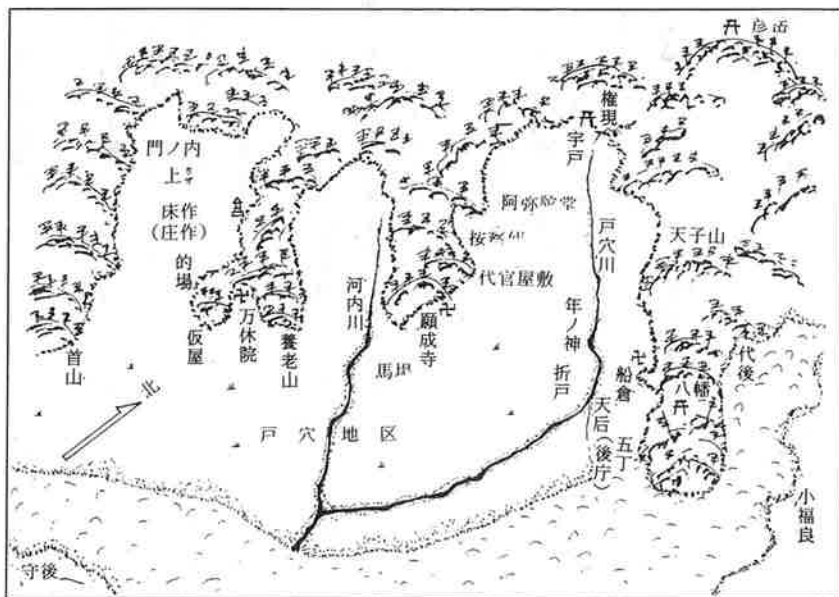
ものの実態がつかめず、研究の段階に至っていないのが実情と思われる。中世文書が少ない現状と、荘園という制度の複雑性が研究に足踏みをさせているのではないか、しかし、手掛かりとなり得るものに宝光寺、常楽寺の鰐口ワニグチ、各所に散在する石造物等の金石文、または小字、小地名、家名、地図、開発領主等の氏寺、河川と山の地形、村落の景観等と学者の現地研究結果を類例として勉強を続けて行くとすれば、多少なりとも中世佐伯荘の実態が解明されるのではないだろうか。

戸穴地域の地名

按察使アサセ・船倉フネクラ・馬場ウマバタ・代官屋敷ダイカンヤシキ・的場テキバ・天甲テンカ・五丁イツチヨウ（後庁）・首山ウチヤマ・床作トコダテ（庄作）等の地名は決して近世の地名ではない、律令時代から中世初期に付けられていたものと考えてよい。海部ノ郡や穂門郷の時代とも共通性の高い地名と思うであろう。

戸穴周辺には、関連性の深い代後・守後・五丁（後丁）等「後」を重視して付けられたと思われる地名があり、決して偶然ではなからう。

天慶四年（九四一）に藤原純友が、日振島（現宇和島市）に居を構え、時の佐伯院に押し入ったが、合戦の結



果純友軍の敗北に終わつたいわゆる天慶の乱では、その時官軍方が捕獲した物に馬があったという。

海賊が略奪物を運ぶために馬を利用したということ
は、網野善彦氏も指摘している。豊後水道の対岸に位置する莊園期の宇和島は、西園寺領の牧場であった(莊園史)が、現在もその名残りであろうか、鬪牛の盛んな土地である。

大友興廃記にいう大入島の牧場云々説も、戸穴地区馬場、的場等の地名とは無関係で、荒唐無稽な話ではなく十分考慮すべきものと考えられる。

海浦

浦は水上交通によって他の浦々と密接に結びついていた。浦はそれ自体が里を離れ、隔絶した場所に立地していたとしながらも、一国を越えはるか彼方の人達と互いに結ばれていた。水上交通を統轄する機関としての国衙には船所が置かれ、(国衙とは国司の役所、船所は船倉ともいう) 国家行政や貢納物の輸送、また院の行なう行事などのために船を徴発する職を有していた。

(莊園史)

佐伯湾と戸穴庄

海に囲まれた我が国では海を論ぜずして歴史を語ることはできない。同様に佐伯を論ずるにおいて浦々は不可欠の存在といえる。そこには居住するにふさわしい景観と、生活を支える豊かな海産物が獲れるからである。

律令時代から中世を通じて皇室・貴族の年中行事、ハレの行事にはアワビ、サザエ、ワカメ等の海産物を必要とした。それ等貢納物の産地、津久見・佐伯湾一帯を皇室御庄ミシヨウ八条院領に指定し、戸穴に役所を設置して戸穴庄と命名した。それが今日、皇室八条院文書に智恵光院御庄として、豊後戸穴の地名が残る所以であり、古代より瀬戸内海を通じて京に上る海の道、すなわち西海道の一大重要地点が佐伯湾であって、穂門郷を中心とした地域の豊かな漁獲にも起因する。

律令時代に設置されたという佐伯院は未だに所在の確定を見ないが、中世初期に立券された八条院領として、戸穴庄のいずれかの地に設置セツチされていた事は間違いない。

現在の戸穴地区だけを念頭にして中世以前を想定し、それを戸穴庄に適応しても荘園時代は浮かんでこない。

重箱の隅をつつくようなものであろう。彦岳を中心にコンパスした地域、佐伯湾・津久見湾一帯を視野に入れた古代穂門郷が、中世戸穴庄から佐伯荘へと変わったと思つて間違ひあるまい。当佐伯荘の実態は岡田帳に頼るしかないが、前荘園名戸穴庄が佐伯荘の呼稱に変わったと、判断すれば、戸穴庄の領家職と、佐伯荘の本家職が流れとしては、関連性が強いと考える。佐伯荘の研究はまたの機会ですべてみたい。

引用文書

佐伯一族の興亡 佐伯市教育委員会編

講座 日本荘園史 吉川弘文館

中世の人と政治 吉川弘文館

日本荘園史 東京堂